

令和 7 年度高松市就学前教育・保育施設整備事業者募集に係る質問とその回答
(第 1 回 令和 7 年 8 月 1 5 日回答分)

高松市就学前教育・保育施設整備事業者募集に関し、令和 7 年 7 月 1 8 日以降に寄せられた質問とその回答については、次のとおりです。

なお、質問内容については、質問者が判別されないよう、内容を一部変更している場合があります。

No.	内 容	
1	質問	該当項目なし 過去に別の施設整備補助金の申請を行い、交付を受けて整備した運動場について、今回、就学前教育・保育施設整備事業の改築で申請する際、出入りする道路、駐車場に用途変更することは可能でしょうか。 その際、補助金の返還、変更の手続き等別途手続きは必要でしょうか。 また、使用目的を変更した上で今年度の申請は可能でしょうか。
	回答	上記、御質問につきましては、個別事案となりますので、個別に回答させていただきます。なお、申請を御検討の事業者の方で、上記事例のような場合がありますたら、確認のため別途御相談ください。
2	質問	【大規模修繕等】 令和 7 年度 就学前教育・保育施設整備交付金協議書 今回の施設整備事業にあたり、太陽光発電設備の解体、及び設置について補助対象になるかどうかを教えてください。
	回答	こ成事第 566 号令和 5 年 12 月 19 日「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」の「1 対象事業 (7) 特殊附帯工事」に建物に固定して一体的に整備する工事に該当することから、今回、整備する施設において、太陽光発電設備の撤去及び設置をする場合、補助対象となります。 ただし、発電した電気を全て売電する目的で太陽光発電設備を設置する場合など、本事業の趣旨から外れると判断した場合、交付対象外となることに留意してください。
3	質問	【大規模修繕等】 法人に関する調書 「役員」とは、理事を対象と考えればよいでしょうか。監事、評議員も含まれますか。 また、履歴書の日付は、2025 年 6 月定期評議員会に提出されたものでよいでしょうか。
	回答	法人に関する調書の「役員・評議員の状況」欄には、理事長、理事、監事、評議員までを記載ください。

		履歴書の日付に係る要件は設けていませんが、最新の内容のものを提出してください。
4	質問	【改築】 就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱 移転改築で申請を予定しています。 就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱にいう「種類」と「整備区分」は「改造」「改築」という理解でよろしいでしょうか。
	回答	お見込みのとおりです。 改築の場合、「種類：改造」、「整備区分：改築」となります。また、大規模修繕等の場合、「種類：修理」、「整備区分：大規模修繕等」です。 なお、教育・保育提供区域を超える移転改築は対象外となりますので、御留意ください。